



ケロちゃんが行く



『お試しのつもりが定期購入に?』の巻

～購入前に契約内容をよく確認してケロ～

山形県消費生活センターキャラクター“ケロちゃん”



消費者トラブルのご相談は

「消費者ホットライン」

188

いやや
188泣き寝入り!と覚えてね

※お近くの消費生活相談窓口につながります

消費生活センター

山形県 023-624-0999
(県庁2F)

最上総合支庁 0233-29-1370

置賜総合支庁 0238-24-0999

庄内総合支庁 0235-66-5451

お住まいの市町村でも
消費生活相談を受け付けています



○通信販売はクーリング・オフの対象外。解約や返品は販売業者の規約に従うことになります。一方的に契約を解除することはできません。

注文前に確認しましょう

- 定期購入が条件になっていませんか?
- 返品対応についての表示を確認しましたか?
- 契約内容の記録のため、注文時の画面やメールをスクリーンショットで保存しましたか?

注文後にトラブルがあったら

- 販売業者に解約の連絡をしても連絡がつかない場合、連絡した証拠(電話やメール等の記録)を残していますか?
- お困りの際にはお近くの消費生活センター等(消費者ホットライン188)にご相談ください。